

〈令和8年産米〉

ナラシ対策の事前契約等に係る手続きについて

1 事前契約等の要件化（令和7年産から変更なし）

需要に応じた米生産を後押しするため、**ナラシ対策の対象作物である米**についても、具体的な出荷・販売予定に従って**計画的に生産したものが補てん**の対象となっています。

ナラシの補てん対象となる米（主食用）

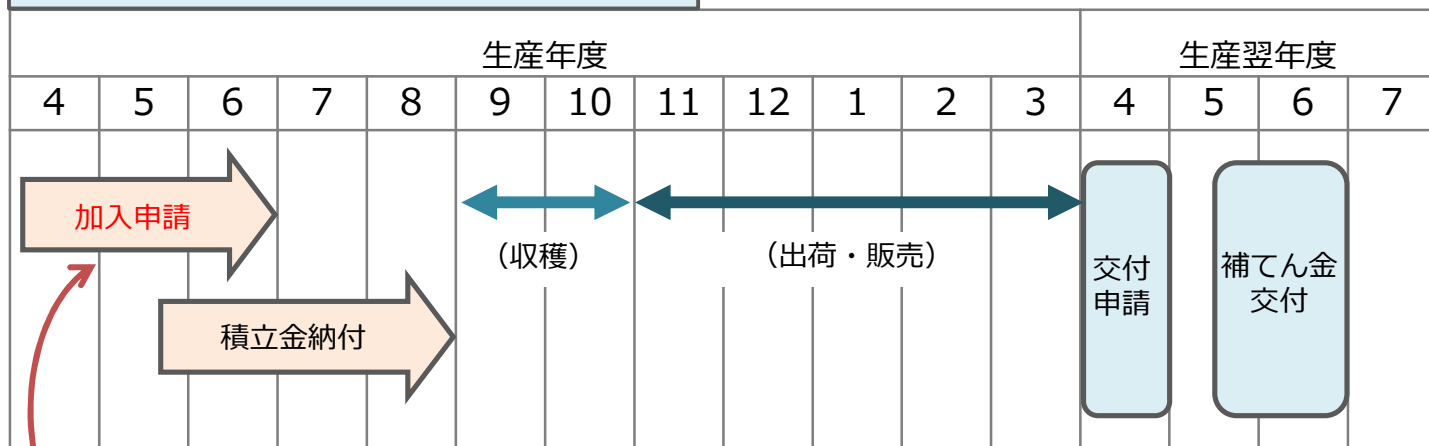
- (1) J A等の集出荷業者へ出荷・販売する米
 - ・ **6月末までに出荷契約又は販売契約を結び、**
翌年3月末までに出荷又は販売したもの
 - (2) 実需者等へ直接販売する米
 - ・ **6月末までに前年の実績等を基に販売計画を作成し、**
翌年3月末までに販売契約を結び、販売の対象としたもの
- ※数量ゼロの出荷・販売契約や販売計画は、**交付対象外**です。

※ ナラシ対象作物のうち、麦と大豆は、既に、播種前契約に基づき出荷・販売したものが補てんの対象。

2 事前契約等に係る手続きの流れ（令和7年産から変更なし）

- ・ 米を生産予定の農業者は、6月末までの加入申請に当たり、「**出荷・販売契約数量等報告書**」の提出が必要となります。（裏ページ参照）
- ・ **積立金の納付期限**は、**8月31日（月）**です。

加入申請から補てん金交付までの流れ



注) 加入申請時に、J A等との出荷・販売契約や、実需者等への直接販売計画の数量を報告する必要があります。（詳しくは裏ページ参照）

(参考) 「出荷・販売契約数量等報告書」の記載例 (令和8年産版)

様式第10-11号

年産

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書

農林水産大臣 殿

申請者 住所
氏名 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に当たり、6月末時点の米穀の契約数量及び計画数量を下記のとおり報告します。

1 農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託する米穀の契約数量

契約数量なしの場合はチェック

地域等区分	出荷・販売先名	当年産の契約数量
〇〇	〇〇農協	〇〇 kg
〇〇	△△農協	△△ kg
〇〇	□□商店	□□ kg
△△	〇〇農協	〇〇 kg
		kg
		kg

注) 契約数量を確認できる書類(出荷契約書、販売契約書の写し等)を添付してください。

2 1以外の者に直接販売する米穀の販売計画数量

販売計画数量なしの場合はチェック

地域等区分	販売先 (下記から選択してください ①部・小売、②中食・外食、 ③消費者、④その他)	当年産の 販売計画数量	(参考) 前年産の 販売実績数量
〇〇	①	〇〇 kg	〇〇 kg
	②	△△ kg	△△ kg
	③	□□ kg	□□ kg
	④ (〇〇〇)	〇〇 kg	〇〇 kg
	合計	☆☆ kg	☆☆ kg
△△	①	〇〇 kg	〇〇 kg
	②	△△ kg	△△ kg
	③	□□ kg	□□ kg
	④ (〇〇〇)	〇〇 kg	〇〇 kg
	合計	☆☆ kg	☆☆ kg

注1) 販売計画数量は、前年産の販売実績や経営規模の変動等を踏まえて記入してください。

注2) 販売先として「④その他」を選択する場合は、()を付して仕向先等を記入してください。(例:④(醸造所))

注3) 当年産の販売計画数量及び前年産の販売実績数量は、それぞれ交付前年度の3月までの販売対象数量を記入してください。

3 合計(1+2)

地域等区分	当年産の 契約数量及び販売計画数量
〇〇	〇〇 kg
△△	△△ kg

(1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米

出荷・販売契約を締結した集出荷業者名を記入してください。

出荷・販売先ごとに、当年産の契約数量(単位:kg)を記入してください。

注) 出荷契約書、販売契約書の写し等を添付してください。

(出荷・販売先から、別途一覧表で提出がある場合は添付不要)

契約数量または販売計画数量なしの場合は該当箇所にチェックしてください。

(2) 実需者等へ直接販売する米

販売先の区分について、該当する番号(①~④)を記入してください。

※「④その他」を選択する場合は、()を付して仕向先を記入してください。【例】④(醸造所)

当年産について、販売先の区分ごとに、翌年3月末までの販売予定数量を記入してください。地域等区分ごとに合計数量を記入してください。

前年産について、販売先の区分ごとに、生産翌年3月末までの販売実績数量を記入してください。

Q&A

Q: 生産翌年3月末までの出荷・販売実績が、加入申請時(6月末)の契約・計画数量と異なる場合、どこまでがナラシの対象となるか。

A: 当面の間、以下のとおりとします。

1 JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米

⇒ 原則、出荷・販売先ごとに、加入申請時(6月末)の契約数量が上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、そのことが書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。

2 実需者等へ直接販売する米

⇒ 実需と結びついていると見なし、実際の販売数量が対象となります。

【お問合せ先】 東北農政局青森県拠点
つがる市地域農業再生協議会

☎017-777-3512
☎0173-26-6244